

# 農政課よりお知らせ

## ○砂川市施設園芸渇水対策支援補助金を新設しました

市では高温・少雨により、ため池の渇水による施設園芸作物の収量減少及び品質低下の発生を防止するため、ため池の造成、整備等を行う施設園芸農業者の支援を目的に、当該補助金を新設しました。なお、実施期間は令和7年度まで、対象者や補助内容は下記のとおりです。

詳細につきましては農政課（54-2121 内線2211）までお問い合わせください。

●対象者：市内に居住する農業者で、次のいずれかに該当する農地で自ら農業を営む方

- ・砂川市内の北海幹線用水路または、河川の水利の対象外にある農地
- ・水利の対象地域内の農地で、当該用水施設等の未整備により農業用水を利用できないもの

●対象経費：対象者が農業用水を確保するために行う、ため池造成・整備等に係る下記の経費

- ・ため池を造成する経費（50万円以上の経費に限る）
- ・ため池の規模拡大または機能向上につながる整備を行う経費（50万円以上の経費に限る）
- ・ため池の渇水時に農業用水を運搬する経費

●補助金額等：以下に定める額

・ため池を造成する場合	経費の10分の3以内（限度額100万円）
・ため池の規模拡大または機能向上につながる整備を行う場合	経費の10分の3以内（限度額100万円）
・ため池の渇水時に農業用水を運搬する場合	経費の10分の5以内

## ○農業経営体支援事業補助金の紹介

市では、市内農業者1戸当たりの経営規模が拡大傾向にあるため、規模を拡大した担い手の方に対し、規模拡大に必要な機械の導入に対する補助を令和8年度まで実施しています。規模拡大された方で、機械の大型化やスマート農業機械の導入を検討されている方は、農政課までご相談ください。主な要件は以下のとおりです。

対象者	過去3年度以内で1.5ha以上（施設園芸作物が主の場合は10a以上）の規模拡大した砂川市に住所を有する個人経営の農業者で65歳以下の方、または50歳未満の農業従事者がいる66歳以上の方（ただし、新規就農者、女性農業者、法人は除きます。）
対象となる機械	購入単価が50万円以上の農業用機械 ※軽トラックなどの汎用性の高いものは対象外
補助率	機械導入費の30%以内（補助金上限 100万円）

## ○冬期間のビニールハウスの維持・管理について

近年、大雪によるビニールハウスの変形・破損が見受けられます。冬期間のビニールハウスの維持・管理について、次のことに気をつけてください。

また、万が一、ビニールハウスが大雪により変形・破損等した場合は、必ず被害の状況を写真で撮影するなど記録し、農政課までご連絡ください。

- ・ビニールやハウスバンド各部の損傷などを点検し、必要に応じて速やかに補修しましょう。
- ・吹き溜まりやハウス片側に落積した雪は、速やかに除雪しましょう。
- ・湿った雪は、速やかに雪降ろしを行いましょ。
- ・無被覆のパイプハウスであっても、変形・破損等を防ぐため、除排雪作業を行いましょ。
- ・融雪水がハウス内に入り込まないように、排水に努めましょ。

